

とちぎ広域消防事務組合職員の諸手当等に関する条例

〔平成28年2月26日〕  
〔条例第6号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、とちぎ広域消防事務組合運営に関する条例（平成27年条例第1号。以下「運営条例」という。）附則第14項の規定に基づき、とちぎ広域消防事務組合職員（以下「職員」という。）の諸手当その他の給与等に関し運営条例の特例を定めるものとする。

(単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住宅の住居手当)

第2条 住居手当は、運営条例附則第13項の規定に基づき支給するほか、第4条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給されている職員で、配偶者が居住するための住宅（職員住宅その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものの住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算する。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額に相当する額
- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額に相当する額

(勤務地に属する市町村を異にして人事異動した職員の通勤手当)

第3条 とちぎ広域消防事務組合を組織する地方公共団体の区域において初めて消防職員となった際の勤務地の属する市町村（以下「所属市町村」という。）を異にして人事異動した職員のうち、運営条例附則第13項の規定により通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員で次に掲げる職員には、同項の規定にかかわらず、次項及び第3項に規定する通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具で、規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤す

るものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用して、その運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 前項の規定による通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の1か月の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）

- (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等を使用した通勤距離が、次に掲げる距離の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定により短時間勤務をする職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 片道5キロメートル未満 5,400円

イ 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 7,600円

ウ 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 10,200円

エ 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 12,800円

オ 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 15,500円

カ 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 18,100円

キ 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 20,900円

ク 片道35キロメートル以上 23,500円に5キロメートルごと2,600円を加算した額

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転の直前の住居からの通勤のため、高速自動車国道（以下「高速道路」という。）の利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると

認められ、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 高速道路に係る通勤手当 1か月につき、規則で定めるところにより算出したその者の通勤に要する料金の額の2分の1に相当する額。ただし、20,000円を上限とする。
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額  
(単身赴任手当)

第4条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則での定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。
- 3 国若しくは他の地方公共団体に派遣した職員又は国若しくは他の地方公共団体から派遣された職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして組合長が指定する職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(特殊勤務手当)

第5条 特殊勤務手当を支給する職員は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる所属市町村の職員とする。

- (1) 第1区分 音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町
- (2) 第2区分 新得町、清水町及び芽室町
- (3) 第3区分 中札内村、更別村、大樹町及び広尾町
- (4) 第4区分 幕別町、池田町、豊頃町及び浦幌町
- (5) 第5区分 本別町、足寄町及び陸別町

- 2 特殊勤務手当の種類、基準、額及び前項に規定する職員のうち特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲は、別表のとおりとする。

(夜間勤務手当)

第6条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

(給料の支給日)

第7条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の初日から末日までとする。

2 前項に規定する給与期間の給料支給日は、毎月21日にこれを支給する。ただし、その日が、民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、順次繰り上げて支給する。

3 組合長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、給料をその月内において繰り上げ、又は分割して支給することができる。

(施行細目)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が定める。

附 則(平成28年2月26日)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、北十勝消防事務組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和45年北十勝消防事務組合条例第4号)、職員の特務勤務手当に関する条例(昭和44年西十勝消防組合条例第3号)、南十勝消防事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和46年南十勝消防事務組合条例第16号)、東十勝消防事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和46年東十勝消防事務組合条例第17号)及び池北三町行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和62年池北三町行政事務組合条例第4号)並びに職員の夜間勤務手当に関する条例(昭和60年北十勝消防事務組合条例第1号)(以下「旧諸手当条例」と総称する。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、施行日においてこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 旧諸手当条例の規定に基づいて北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び池北三町行政事務組合の職員であった者で引き続きとかち広域消防事務組合の職員として採用された者に支給された給与は、この条例の規定による給与の内払とみなす。

別表(第5条関係)

1 第1区分の職員に支給する特殊勤務手当

種類	基準	額	支給を受ける者の範囲
災害出動手当	1回	500円	火災又は救助のため出動した職員
深夜勤務手当	1回	1,000円	深夜における正規の勤務時間が5時間を超える職員
	1回	700円	深夜における正規の勤務時間が2時間以上、かつ、5時間以下の職員
	1回	400円	深夜における正規の勤務時間が2時間未満の職員
救急出場手当	1回	300円	救急業務のため救急車等で出場した職員
分遣所勤務手当	1回	1,000円	分遣所において夜間を通して勤務した職員
備考			
1 火災には水害又は地震等の災害を含む。			
2 深夜とは、午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。			
3 災害出動手当は、災害鎮圧後に引き続き行う原因調査に従事したときは、災害出動手当を支給する。ただし、災害鎮圧のための出動に伴う手当と重複支給はしない。			
4 深夜勤務手当は、休日勤務手当及び夜間勤務手当と併給する。ただし、備考第5項の規定により手当の調整をする場合は、この限りでない。			
5 災害出動手当、深夜勤務手当及び救急出場手当は、勤務の実績によって併給又は併給を制限する。			
6 分遣所勤務手当は、深夜勤務手当及び夜間勤務手当と併給しない。			

## 2 第2区分の職員に支給する特殊勤務手当

種類	基準	額	支給を受ける者の範囲
災害出動手当	1回	400円	災害に出動した職員
救急出動手当	1回	400円	救急業務に出動した職員
隔日勤務手当	1回	1,500円	勤務を要する日を隔日勤務形態に割り振られて勤務した職員

## 3 第3区分の職員に支給する特殊勤務手当

種類	基準	額	支給を受ける者の範囲
深夜勤務手当	1回	730円	深夜における正規の勤務時間が3時間以上の職員
	1回	410円	深夜における正規の勤務時間が3時間未満の職員
災害緊急援助等業務手当	1日	1,080円	5日未満の緊急消防援助隊活動に従事した消防吏員

	1 日	840 円	構成市町村以外の地域における災害応急対策に係る業務に従事した職員
備考			
1 深夜とは、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。			
2 緊急消防援助隊とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の規定による緊急消防援助隊をいう。			
3 緊急消防援助隊活動に引き続き 5 日以上従事した場合は、5 日未満の緊急消防援助隊活動に従事した場合の災害緊急援助隊等業務手当額に、100 分の 100 に相当する額を加算した額とする。			
4 災害応急対策とは、国又は構成市町村以外の地方公共団体の要請に基づき、異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防除又は拡大の防止のための措置をいう。			

#### 4 第 4 区分の職員に支給する特殊勤務手当

種類	基準	額	支給を受ける者の範囲
災害手当	1 回	400 円	災害業務に従事した職員
深夜勤務手当	1 回	500 円	深夜にわたり正規の勤務時間を勤務した職員
救急救助業務手当	1 回	300 円	救急救助業務に従事した職員
分遣所勤務手当	月額	10,000 円	分遣所において常駐し、消防業務に従事し勤務した職員
備考			
1 深夜とは、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。			
2 分遣所勤務手当は、北海道消防学校及び消防大学校に入校中その他の事由により、月の 1 日から末日までの間の全日数にわたって勤務しなかった職員には支給しない。			

#### 5 第 5 区分の職員に支給する特殊勤務手当

種類	基準	額	支給を受ける者の範囲
消防業務手当	月額	11,500 円	災害、その他危険業務に従事した消防吏員
備考 北海道消防学校及び消防大学校に入校中その他の事由により、月の 1 日から末日までの間の全日数にわたって勤務しなかった職員又は管理職手当の支給を受ける職員は、消防業務手当を支給しない。			